

対象者：まずは各競技において、**休日の中学生を対象に指導ができる体制の構築、活動**を優先する。

運営面：各競技主管団体が培ってきたクラブ運営手法を活かしていただくため、主管団体による指導を基本的な活動として推進しつつ、一団のクラブになることで生じるメリットを提供できるよう、全体向けの又は他競技との連携が生まれるプログラムに並行して取り組む。

参加費：「年会費」と「月会費」を次の通り定義し、次頁の区分の例により充当することを前提に、

年会費はクラブ事務局が、月会費は各主管団体がその額を決定する。

一般市民の参加を対象とする場合には、その月会費についても主管団体で設定する。

収入処理は、年会費はクラブ事務局が、月会費は主管団体が行い、主管団体で会計処理、監査を受け、残金は主管団体に繰越す。

項目	年会費	月会費
定義	とばスポーツクラブ全体の運営に関係する費用に充当(クラブが決定)	各競技ごと、主管団体の活動内容ごとに差異が生じる費用に充当(主管団体が決定)
会費の収入処理	とばスポーツクラブ事務局	主管団体
会計処理	全体運営部分、直営競技部分について、とばスポーツクラブ事務局が行う	主管団体が行う
監査	前行に同じ (全主管団体の監査結果の確認作業)	主管団体に監査する
残金の扱い	とばスポーツクラブ事業で繰越金処理	主管団体に繰越金処理

年会費及び月会費の考え方について

	年会費(会員一律)		月会費(競技別に設定)	
充当すべき支出	とばスポーツクラブ全体の運営費		各競技別の活動費	
①事務局運営費	コーディネーター役給料	○		—
	事務局員給料	○		—
	保険料(訴訟費用対応:長が加入)	○		—
	情報発信費(寄附活動含む)	○		—
	消耗品費	○		—
②会議費	総会等会場借り上げ費	○	各競技別の会議	○
③イベント費	講師謝金(講演・教室・食生活等 会員全員を対象とするもの)等	○	各競技別のイベント・合宿等	○
④保険料	会員のスポーツ保険	○	指導者スポーツ保険	○
⑤登録費		—	競技別協会・スポーツ少年団等	○
⑥資格費		—	指導・審判資格の取得及び更新等	○
⑦指導費		—	指導者の謝金、交通費等	○
⑧練習・試合費		—	会場使用料、招待試合参加費等	○
⑨備品費		—	ユニフォーム積立(貸出しの場合)	○
⑩消耗品費		—	各競技運営に必要なもの	○

教育委員会から部活動地域展開期における経費補助（検討案）

学校の義務教育の中での活動から、参加が任意の社会教育での活動となるため、同じく社会教育活動である各種支援をベースにしつつ、移行期としての対応、市としてのスポーツ振興の対応を再調整します。

活動場所の支援

地域クラブ活動を担う任意団体が小・中学生対象事業を行う際の鳥羽市運動施設の使用料を減免（令和7年4月1日より運用）

指導団体への補助

部活動を地域展開した競技は体育協会振興費補助の加点対象として、補助額を増額する。

移動経費の支援

部活動地域展開した競技は大会への交通費を支給
学校教育課予算にて計上している部分を継続して生涯学習課予算にて支給

スクールバスの利用

スクールバスは部活の場合利用できるが、地域展開された活動後も利用できるよう調整

離島対策について

- スポ少にて練習試合を含む試合等を行う際の市営定期船代補助
- 答志・神島の生徒が本土で活動する又は本土の生徒が離島で活動する場合の定期船代及びかもめバス使用料の支援、指導員の定期船代及び佐田浜駐車場使用料金の支援

※その他要望等がありましたらご提案ください